

## いずもで新生活応援助成金 ～Uターン・Iターンの家賃を支援します～

新婚世帯・子育て世帯の県外からの移住・定住を支援するため、民間賃貸住宅の家賃の一部を助成します。【募集は予算額に達した時点で、終了となります。】

### 1. 助成対象者

(1)～(4)の全てに該当する方で、助成金の申請日から5年以上、出雲市に継続して居住する場合に限ります。(国家公務員または地方公務員、それらに準ずる勤務条件の方は助成対象外です。)

- (1) 令和4年4月1日以降、市内事業所に就職し、勤務する方(常勤で雇用保険に加入する方)
- (2) 島根県外に5年以上引き続き居住している方または島根県外に5年以上引き続き居住した後、出雲市へ転入して1年以内の方
- (3) 次のいずれかに該当する方

**新婚世帯 結婚5年未満の夫婦が同居している世帯**

**子育て世帯 18歳以下の子と同居している世帯**

- (4) 「出雲暮らしの魅力」の情報発信にご協力いただける方(ブログ、広報紙、チラシ等)

### 2. 助成内容

助成対象者が居住する市内の民間賃貸住宅の家賃(共益費や駐車場使用料等を除く額)を助成対象額とし、住宅手当等を引いた残りの額(2万円に満たない場合は助成対象外)に対し、2分の1の額を助成します。

**新婚世帯 上限2万円/月**   **子育て世帯 上限2万5千円/月**

助成交付期間  
上限12か月

## 出雲市移住促進住まいづくり助成金 ～Uターン・Iターンを支援します～

新婚世帯・子育て世帯の移住、市が指定する自然豊かな地域への移住を進めるため、市外在住者が出雲市へ定住する目的で新築住宅を建築、購入する場合に、固定資産税・都市計画税相当額の助成金を交付します。【工事の着工前、住宅の購入契約前に申請が必要です。】

### 1. 市が指定する自然豊かな地域(対象地域)

過疎地域、辺地地域およびそれらに類すると指定した地域(詳しくは、縁結び定住課へおたすねください。)

### 2. 助成対象者

- (1)、(2)の両方に該当する方で、建築、購入後5年以上継続して居住する場合に限りです。
- (1) 市外に5年以上引き続き居住している方または市外に5年以上引き続き居住した後、出雲市へ転入して3年以内の方
- (2) 次のいずれかに該当する方

**新婚世帯 結婚5年未満の夫婦が同居している世帯**

**子育て世帯 18歳以下の子と同居している世帯**

**自然豊かな地域居住世帯 市が指定する自然豊かな地域に居住する世帯**

### 3. 助成内容

○市内で建築または購入した新築住宅の固定資産税・都市計画税相当額(宅地を含む)を5年間助成します。

○助成金額：上限10万円/年

※毎年度、固定資産税・都市計画税の納付後、申請により助成金を交付します。

助成制度の詳細については、縁結び定住課へおたすねください。

# 自然豊かな地域住まいづくり助成金 ～住宅リフォーム費用を助成します～

市が指定する自然豊かな地域への移住・定住促進を図るため、住宅リフォーム費用の一部を助成します。【募集は予算額に達した時点で、終了となります。】

## 1. 市が指定する自然豊かな地域 (対象地域)

過疎地域、辺地地域およびそれらに類すると指定した地域 (詳しくは、縁結び定住課へおたすねください。)

## 2. 助成対象者と助成金額

出雲市在住者または申請年度内の転入者が、リフォーム後の住宅に5年以上継続して居住することが条件。

助成対象者	助成金額	
申請年度内に対象地域へ移住する市外在住者 (転入後3年以内で、申請年度内に対象地域へ転居する者を含む)	工事費の20%	上限50万円
申請年度内に対象地域へ転居する者	工事費の10%	上限30万円
対象地域に居住する者	工事費の10%	上限10万円

## 3. 助成対象工事 ①～⑤の全てに該当する工事

- ①対象地域にある自己または親族(三親等以内)の所有で、居住する家の工事
- ②市内業者(市内に本店を有する業者。個人事業者含む)に発注する工事
- ③工事費50万円以上の工事
- ④助成金交付決定後に着手する工事
- ⑤令和5年3月10日までに完了する工事

## 4. 申請方法

申請書に必要な事項を記入のうえ、添付書類をそろえて、縁結び定住課に提出してください。申請書は、市ホームページからダウンロードできます。添付書類など詳しくは、縁結び定住課へおたすねください。

おたすね／縁結び定住課 ☎21-6629 FAX 21-6599 メールアドレス teijyu@city.izumo.shimane.jp

夜間の安全安心のために!!

# 防犯灯設置を推進します

市では、夜間の安全性確保を図り、犯罪被害を未然に防止するため、児童・生徒の通学路や住民の生活道路に防犯灯を設置及び設置への補助を行っています。

## (1) LED防犯灯設置補助

町内会等によるLED防犯灯の新設及び蛍光灯防犯灯からLED防犯灯への更新に対し、その設置費の一部を予算の範囲内で市が補助します。

### ◆補助対象者

町内会およびこれに準ずる団体

### ◆補助の内容

設置費の1/2を下記の限度額内で補助

区 分		補助限度額
LED防犯灯の新設	既設柱利用の場合	2万円
	柱を新設する場合	3万5千円
LED防犯灯への更新		1万5千円

### ◆申請から補助金交付までの流れ

- ①町内会等から市へ申請書を提出(6月末締切り)
- ②市の交付決定後に町内会等は工事を行い、施工後は実績報告を市へ提出
- ③市は補助金額を確定し、町内会等へ補助金を交付

### ◆設置後の維持管理費

電気代、修繕費等は設置者(町内会等)が負担

### ◆その他

既設の防犯灯が破損し、LED防犯灯への取り換えが必要な場合や、電柱建替等による移設にあわせてLED防犯灯へ更新される場合も随時受付を行いますので、着工前にご相談ください。

## (2) 市設置防犯灯

小・中学校の通学路で、おおむね50m以内に街路灯や人家、自動販売機等の照明設備がなく、防犯上必要な場所に予算の範囲内で市が防犯灯を設置します。

### ◆設置場所

上記の条件に合う公共用地または無償貸借できる民有地

おたすね／防災安全課 ☎21-6548

### ◆維持管理費

電気代・修繕費等は市が負担

### ◆要望の取りまとめ方法

- ①市から小・中学校へ要望調査
- ②小・中学校はPTA等と調整し市へ申請書を提出
- ③市は現地調査の後、設置箇所を決定し施工

